

阿南市富岡地区認定こども園整備・運営事業者募集要項

1 募集の趣旨

阿南市（以下「本市」という。）では、施設の老朽化や将来的な教育・保育ニーズ量の推計に対応し、多様化する教育・保育ニーズに応えるため、サービス提供体制の充実を図ることを目的として「阿南市教育・保育施設整備実施計画」を踏まえ、新たな認定こども園の設置・運営を行う事業者を募集します。

2 募集概要

(1) 施設形態：認定こども園（幼保連携型又は保育所型）

(2) 定 員：150人程度

（0歳児≤1歳児≤2歳児≤3歳児≤4歳児≤5歳児）

※ 状況により定員の調整を行っていただく場合があります。

(3) 建 設 地：阿南中学校区のうち富岡地区

3 整備方法及び開園の時期

(1) 公募により選定された事業者が自ら用地を確保して建設すること。

(2) 施設整備及びその他施設の設置に要する経費等は、事業者が負担するものとする。

(3) 令和9年度末までに認定こども園として必要な施設の建設を完了すること。

(4) 開園時期は令和10年4月1日とします。

4 保護者及び近隣住民の方への対応

公募により選定された事業者は、本市が実施する保護者及び地元説明会等に参加し、必要な事項について説明を行うこと。また、近隣住民の方に事業者自らが説明を行い、誠実に対応し、理解を得られるよう努め、開園後も近隣の方と良好な関係を構築するよう努めること。

5 応募の資格及び応募要件

次に掲げる要件のすべてを満たす事業者。

(1) 現在、徳島県内において（定員100人から150人程度の規模）認可保育所、幼稚園、又は認定こども園を運営している学校法人若しくは社会福祉法人であること。

(2) 幼保連携型認定こども園の設置、運営を行う事業者として応募する場合は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第2項各号に定める事項に該当しないこと。

(3) 保育所型認定こども園の設置、運営を行う事業者として応募する場合は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第5項第4号又は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第5項第4号に掲げるいずれにも該当しないこと。

(4) 本市の教育・保育行政をよく理解し、認定こども園を運営することにおいて積極的に協力できること。

(5) 認定こども園を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有していること。

(6) 事業者が、現在、運営している施設について、直近3年間、所管庁の監査・実施指導等にお

- いて、重大な文書指摘を受けていないこと。
- (7) 事業者（法人）及び理事長（予定者を含む）が、国税、地方税を滞納していないこと。
- (8) 事業者が民事再生法に規定する再生手続き開始又は破産法に規定する破産手続き開始の決定を受けていないこと。
- (9) 阿南市暴力団排除条例（平成24年阿南市条例第7号）に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（業務を執行する役員等が暴力団員等と密接な関係を有する法人を含む。）でないこと。

6 用地等に関する条件

- (1) 次の①、②のいずれかの方法により事業者が建設用地を使用する権限を有している又は取得することが確実に見込まれること。
- ① 事業者が所有している、又は確実に取得することが見込まれること。
- ② 事業者が地上権や賃借権を有している、又は確実に取得することが見込まれること。ただし、認定こども園の完成までに次のア～ウを全て満たす場合に限る。
- ア 当該地上権又は賃借権の登記を備えること。
- イ 借地権の存続期間が30年以上であること。
- ウ 賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されており、収支予算書に適正に計上されていること。
- (2) 事業者の使用権限に優先する抵当権等が付されている場合には、新設する認定こども園の完成までの間に当該抵当権者の抹消が確実であること。
- (3) 建設用地として認められる区域であること。都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、農地法、その他土地に係る法的規制などについて、関係部局等に事業計画を示した上で事前に相談を行い、当該計画の実現性をあらかじめ確認すること。
- (4) 雨水排水・污水排水については、必要に応じ放流先の管理者に協議するなどし、適切に処理できることをあらかじめ確認すること。
- (5) 大雨時での、認定こども園周辺の道路の冠水状況などについて十分確認しておくこと。
- (6) 通園時等において、自動車での送迎が安全に行える十分な幅員の進入路が確保できること。
- (7) 建設計画が近隣住民等に理解されるよう自治会等に説明を行うとともに、近隣住民等への十分な説明を行い、理解を得ること。

7 施設整備・運営に関する条件

- (1) 施設整備・運営全般
- ① 認定こども園の整備・運営にあたっては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（平成18年徳島県条例第83号）、阿南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（令和2年阿南市条例第11号）及びその他関係法令等を遵守し、認定こども園として認可を受けること。
- ② 事業者自らが所有する建物であること。
- ③ 建物は事業者が整備するものとし、令和10年4月1日に開園すること。
- ④ 事業者自らが認定こども園を運営すること。

- ⑤ 屋外遊戯場を、同一敷地内に整備すること。
- ⑥ 施設整備に係る事業者選定については、本市が行う契約手続きの取扱いに準拠して行うこととし、本市に指名登録している建設業者の中から入札で施工業者を選ぶこと。
- ⑦ 保護者及び地域関係者との良好な関係づくりに努め、地域に根ざした運営を行うこと。
- ⑧ 苦情解決の仕組みを整備すること。
- ⑨ 職員の労働条件について、労働関係諸法令を遵守すること。
- ⑩ 各種研修への参加や独自の職員研修を行うとともに、自己評価制度等を実施し職員の資質向上を図ること。
- ⑪ 本市内の保育所・認定こども園等と連携・交流を行い、お互いの教育・保育の質の向上を図り、公立保育所等が運営する研修会等に参加すること。
- ⑫ 地域の小学校と連携・交流を行い、小学校教育との円滑な接続を図ること。
- ⑬ 保護者の要望がある場合には、保護者と本市（こども保育課）と事業者の三者による話し合いの場を設けること。
- ⑭ 地震、風水害等の災害が発生又は発生のおそれがあり、児童、妊産婦等の要配慮者が避難を余儀なくされたとき、緊急対応として日常業務に著しい支障が生じない範囲で、施設を避難所として開放すること。
- ⑮ 本市が要求する事業内容に関する報告及び立ち入り調査等に協力すること。

(2) 職員配置

- ① 教育・保育にあたる職員は、幼稚園教諭免許又は、保育士証を有する者であること。
- ② 園長は専任とし、学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、「教育職員免許法による教諭の専修免許状又は一種免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有し、5年以上の教育職・児童福祉事業の経験者であること。
- ③ 主任保育士は、7年以上の保育実務経験を有する正規職員とし、認定こども園の専任職員とすること（幼稚園での経験年数の算入可）。
- ④ 「幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準」（平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）等、関係法令を遵守すること。
- ⑤ 保育士（保育教諭）の4分の1以上は、3年以上の保育実務経験を有する者を配置すること（幼稚園での経験年数の算入可）。
- ⑥ 公立保育所で行われている人権に配慮した保育を継承するため、家庭支援推進保育士を積極的に配置すること。
- ⑦ 医療的ケア児を受け入れる場合は、看護師等の配置に努めること。
- ⑧ 保育士（保育教諭）の年齢構成や経験年数及び低年齢児の保育経験にも十分配慮すること。
- ⑨ 管理栄養士又は栄養士を1人及び調理員を2人以上配置すること。
- ⑩ 職員採用に当たっては、できる限り地元雇用に努めること。

(3) 教育・保育事業

- ① 教育・保育内容については、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」（平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）等、関係法令に基づき、教育・保育課程、指導計画を作成し、その計画に沿って実施すること。

- ② 現在の公立幼稚園及び公立保育所で実施している行事、保育サービス等をできる限り継承すること。
- ③ 開園日は月曜日から土曜日までとし、開園時間は午前7時から午後7時までを標準（本市と協議の上、開園時間の調整は可能）とする。

なお、保育標準時間は11時間とし、教育時間は4時間を標準として園則等で定める教育課程に係る時間とすること。
- ④ 保育所部分の休園日は、12月29日から1月3日までと日曜日及び祝日とすること。
- ⑤ インクルーシブ教育・保育を推進し、障がい児保育、医療的ケア児の受入れを積極的に行うこと。
- ⑥ 地域に開かれた認定こども園として、こども誰でも通園制度を取り入れること。
- ⑦ 入園児童への健康診断、歯科検診等を実施するとともに、嘱託医や嘱託歯科医など、医療機関との連携を図ること。
- ⑧ 保護者との交流を図り、その意見を認定こども園の運営に反映させること。
- ⑨ 入園児童については、施設内での事故等に関する保険（災害共済給付制度、傷害保険等）に加入すること。
- ⑩ 教育・保育内容の向上に努めるとともに、第三者による評価を行うこと。
- ⑪ 本市の子育て支援施策を理解し積極的に子育て支援事業を実施すること。

(4) 引き継ぎ保育について

- ① 保育の引き継ぎに際しては、児童・保護者と事業者の保育士（保育教諭）等との関係づくりに十分配慮し、できるだけ円滑に実施すること。
- ② 保育の引き継ぎに係る人件費は、事業者が派遣する保育士（保育教諭）等については事業者が負担すること。
- ③ 本市で雇用している会計年度任用職員について、認定こども園での勤務を希望する職員がいる場合は、積極的に受け入れること。
- ④ 施設長になる予定者については、行事への参加や施設運営、地域交流などにより、施設の状況把握に努めること。
- ⑤ 保育士（保育教諭）予定者については、行事を中心とした教育・保育への参加、クラス運営の様子を観察するなど、令和10年度に担任する園児の把握に努めること。

(5) 給食・調理について

- ① 給食は、自園調理方式とし、管理栄養士又は栄養士が作成する献立に基づき実施すること。
- ② 離乳食など乳幼児に提供する給食については、一人ひとりの月齢及び発達状況に合わせ段階的に提供すること。
- ③ アレルギー対応食については、生活管理指導表等を活用して保護者と協議の上、個々の状況に応じた提供をすること。なお、誤食は生命や健康に危害を及ぼす場合もあるので、厳格な管理体制で提供すること。
- ④ 給食で使用する食材については、基本的に国産食材で、生の野菜や果物等新鮮で良質な材料を選ぶこと。なお、極力阿南市産を活用すること。
- ⑤ 第4次食育推進基本計画（令和3年4月1日子発0401第3号厚生労働省子ども家庭局長通知）

に基づく食育を推進すること。

- ⑥ 災害時の発生に備えて、平常時から食料等を備蓄するとともに、災害時等連絡・協力体制等を構築しておくよう努めること。
- ⑦ 調理業務を委託する場合は、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日児発第86号厚生省児童家庭局長通知）を遵守すること。

(6) 保護者の費用負担

- ① 利用者負担額については、本市の定める利用者負担額とすること。
- ② 本市の定める保育料以外の保護者負担（実費徴収や教育・保育の質の向上のための費用）や新たなサービスに伴う経費については、保護者と本市（こども保育課）と事業者の三者による話し合いで保護者の理解を得ること。
- ③ 制服や物品などについては、現時点において児童が使用中の物もあることから、保護者への二重の負担とならないように配慮すること。
- ④ 新たに保護者負担となるものについては、保護者の意見・要望を取り入れながら、保護者の理解を十分得たうえで負担を求めること。

(7) 施設の実施設計、建設について

- ① 認定こども園建設予定地は、本市が指定した地区内とする。
認定こども園建設予定地を購入する場合は、事業者の負担とする。
認定こども園の施設整備及びその他施設の設置に要する経費等は、事業者が負担するものとする。
- ② 建設費等については、就学前教育・保育施設整備交付金が受けられる場合、当該交付要綱に基づき本市の負担分も含め補助するものとする。
- ③ 当該補助金は、「阿南市教育・保育施設等整備費補助金交付要綱」（令和4年阿南市要綱第69号）に基づき、本市の予算の範囲内において交付する。
- ④ 事業着手については、国の交付金決定内示後とする。
- ⑤ 設計図書は、本募集要項に定める基準によるほか、建築基準法等の関係法令を遵守して作成の上、本市の承認を得ること。
- ⑥ 保護者が利用できる送迎用駐車場・駐輪スペースは、必要な規模を予定地内に設けること。
また、車両の円滑な進行と交通渋滞など近隣への迷惑の軽減を促すための対策を講じ、安全確保に努めること。
- ⑦ 入札等において不正等が発覚した場合は、補助金の返還や事業実施者としての選定を取り消す。
- ⑧ 施工業者との契約は、補助金の交付決定後に行うこと。
- ⑨ その他、事業者が行う手続等
認定こども園の建設にあたっては、事業者において事業認可、建築確認等必要な手続を行い、所要の許認可等を得ること。なお、これらに要する費用は、事業者が負担すること。
- ⑩ 施設の建設工事及び備品購入等に際し、阿南市内業者を積極的に採用するなど、地域経済の活性化に寄与するよう努めること。
- ⑪ 施設整備にあたっては、本市や関係各機関の指示に従い、近隣の住民に説明を行うとともに

に、意見や要望に対して誠実に対応すること。

- ⑫ 施工時においては、騒音、安全対策、駐車場計画、工事車両通行等に留意する等、近隣・地域への影響に配慮すること。

8 応募の手続

(1) 募集要項の配布

- ① 期間 令和7年10月6日（月）から令和7年11月14日（金）まで（土、日、祝日を除く）
② 時間 午前8時30分から午後5時15分まで
③ 場所 阿南市保健福祉部こども未来局こども保育課（阿南市役所1階）
※募集要項は、阿南市ホームページからダウンロードできます。
阿南市ホームページ : <https://www.city.anan.tokushima.jp>

(2) 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を、次のとおり受付します。

- ① 受付期間 令和7年10月6日（月）から令和7年10月17日（金）まで
② 受付方法 募集要項の内容等に関する質問書（様式7）により行うものとし、阿南市保健福祉部こども未来局こども保育課まで持参又はFAX・電子メールのいずれかの方法で提出すること。
※電話による質問は受付いたしませんので御了承ください。
③ 質問内容 本業務に係る条件や応募手続きに関する事項に限るものとし、直接関係のない質問については受付いたしません。
④ 回答方法 令和7年10月22日（水）までに、阿南市ホームページに回答を掲載します。

(3) 提出書類

- ① 阿南市富岡地区認定こども園整備・運営事業者申込書兼誓約書（様式1）
② 事業者の概要及び役員構成等（様式2）
③ 事業者（法人）の代表者の履歴書
④ 事業者の登記簿の謄本（申請日前3箇月以内に取得したもの）
⑤ 事業者の定款の写し、寄附行為、規約またはこれらに準ずる書類
⑥ 国税及び地方税の滞納がないことを証する書面（公募の開始日以降に交付された直近のもの）又は納税義務がない旨の理由を記した申立書
⑦ 事業者（法人）の決算書類（収支計算書、貸借対照表、財産目録等：過去2年分）
⑧ 事業者（法人）の予算書類（令和7年度分）
⑨ 法人監査・施設監査の結果通知の写し（過去3年分）
⑩ 当該申込みを議決した役員会等の会議録の写し
⑪ 現在運営している教育・保育施設の諸規定（管理規定、就業規則、給与規程、経理規程等）
⑫ 現在運営している教育・保育施設の概要が分かるもの（要覧、パンフレット、保育計画、利用料金表等）
⑬ 施設整備計画書（様式3）

⑯ 資金計画書（様式4）任意様式

⑰ 企画提案書（様式5）

⑱ 職員配置計画（様式6）

(4) 申請受付

① 期 間 令和7年10月27日（月）から令和7年11月14日（金）まで

② 時 間 午前8時30分から午後5時15分まで

③ 提出先 阿南市保健福祉部こども未来局こども保育課（阿南市役所1階）

④ 提出方法 郵送又は持参（FAX、電子メール等による提出は不可）
郵送の場合は、申請期間内必着

⑤ 提出部数 ①～⑫は、各1部 ⑬～⑯は、正本1部、副本9部（複写可）

【提出にあたっての留意点】

ア 提出書類は原則としてA4縦型で絞込み、書類番号をインデックスで表示してください。

イ 申請に関し必要な経費は申請者の負担となります。

ウ 本市が提示した資料等は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、検討の目的の範囲内であっても、本市の承諾を得ることなく、第三者に対しこれを使用させ、又は内容を提示することを禁じます。

エ 提出書類については、提出後における差し替え及び再提出は認めません。

オ 申請者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格となるとともに、虚偽の記載をした者について、所要の措置を講ずことがあります。

カ 申請者は、書類の提出をもって本募集要項等の記載内容を承諾したものとみなします。

キ 提出書類は返却しません。

ク 提出書類は、阿南市情報公開条例に基づき、情報公開の対象となります。

(5) 申請の辞退

申請書類の提出後に辞退する場合には、辞退届（様式8）を提出してください。

9 事業者の審査

事業者の審査は、「阿南市富岡地区認定こども園整備・運営事業者検討委員会」（以下「検討委員会」という。）において、別に定める「審査基準」に基づき一次審査（事務局による書類確認）、二次審査（書類審査及びプレゼンテーション）を行い、最終的に検討委員会の審査・評価の結果を踏まえて最も相応しいと認める事業者を選定し、市長が決定します。また、応募が1事業者の場合においても一次審査及び二次審査は実施します。ただし、審査の結果該当事業者なしとする場合があります。

(1) 一次審査では、応募資格、書類提出の不備及び税滞納等の応募資格を満たしているかを事務局で確認し、適格者のみ二次審査へ進みます。提出書類による評価は、行いません。

※一次審査の結果は、すべての事業者に文書で通知します。

(2) 二次審査では、一次審査を通過した事業者を対象として、企画提案書等に基づいてプレゼンテーション（映像等を用いての実施可）を行います。

(3) 審査の必要に応じて、事業者が運営している認定こども園等の現地調査を行うことがあります。

す。

(4) プレゼンテーション予定時期等

- ① 予定時期 令和7年11月下旬～12月中旬
② 予定場所 阿南市役所
③ 内容 プレゼンテーション会場への入場は施設長及び園長（予定者）を含んだ3人までとし、時間は30分以内とします。

プレゼンテーション実施終了後、約30分の質疑応答時間を設けます。

順番は申請書類の到着順とします。

プレゼンテーションは、提出された企画提案書等に関し、映像等を用いて説明するものとします。

※ 詳細については、二次審査の該当者に案内いたします。

- ④ 審査結果 二次審査結果の公表は、令和7年12月下旬を予定しており、すべての二次審査参加者に文書で通知します。

※注意事項

- ※1 検討委員会の審査会は非公開とします。
※2 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
※3 選定結果に対しては、いかなる異議の申し立ても受付いたしません。

10 スケジュール（予定）

時期（期日）	内容
令和7年10月6日（月）～11月14日（金）	募集要項の配布（ホームページ掲載）
令和7年10月6日（月）～10月17日（金）	質問事項の受付 (持参、FAX、メールで受付)
令和7年10月22日（水）までに回答	質問事項の回答（ホームページに公表）
令和7年10月27日（月）～11月14日（金）	応募書類の受付（郵送及び持参のみ受付）
令和7年11月中旬	書類確認（一次審査）
令和7年11月下旬～12月中旬	書類・プレゼンテーション審査（二次審査）
令和7年12月下旬	事業者の決定・通知・公表
令和8年度（又は令和9年度）	事業者による認定こども園建設着工
令和9年9月上旬	認定こども園設置認可申請書提出
令和10年4月1日	事業者による認定こども園運営開始

11 事務局

〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3

阿南市保健福祉部こども未来局こども保育課

TEL 0884-22-1593

FAX 0884-23-4200

電子メール hoiku@anan.i-tokushima.jp